『津野山鏡』下巻正誤表（２０２４年８月３１日版）

頁	行	誤	正
126	9	定光竹厳殿ニ謹上スニ及ビテ之ヲ五台山吸江寺住僧ニ	定光謹上ス、竹厳殿乃チ之ヲ五台山吸江寺住僧ニ
123	13	中平掃討頭之信	中平掃部頭之信
123	11	中平掃討頭之信	中平掃部頭之信
123	1	（一五　一七年）	（一五一七年）
120	17	津野本城の地	津野本城姫野々城の地
116	13	前々年の康生二年	前年の康生二年
100	5	土佐の国人衆に六人に	土佐の国人衆六人に
97	20	永正十年（一四三八年）	永享十年（一四三八年）
93	3	細川・、大内両氏	細川・大内両氏
91	3	教義擁護	教通擁護
91	2	亨徳四年間	享徳四年
90	18	亨徳二年間	享徳二年
88	図	【河野家】通宣	【河野家】通宣
88	図	【細川吉兆家】	【細川京兆家】
87	15	子教通、孫通宣	子教通、孫通宣
85	17	対面が行われた和解が成立	対面が行われ和解が成立
83	2	「津野荘里方」	「津野新荘里方」
78	16	亨徳二年間	享徳二年
78	12	亨徳二年間	享徳二年
78	10	亨徳年間・康正年間年	享徳・康正年間
77	4	多ノ郷の加茂神社	多ノ郷の賀茂神社
77	1	四、幕府による討伐	四、室町幕府による討伐
70	2	出ているのとのこと	出ているとのこと
62	17	細川吉兆家	細川京兆家
62	5	宮殿の衛氏	宮殿の衛士
59	16	あったが、同時に	あったが、同家は同時に
59	16	細川吉兆家	細川京兆家
41	10	絶海中津（六六歳）	絶海中津（六四歳）
26	12	三山は当方の三神山	三山は東方の三神山
24	15	絶海中津（三二歳）	絶海中津（三〇歳）
13	2	繋高	繁高

頁	行	誤	正
290	9	御認か誤記	誤認か誤記
286	21	知らずと知れた	言わずと知れた
257	15	南朝方の篭る大高坂城	南朝方の籠る大高坂城
253	4	宗家吉兆家	宗家京兆家
245	13	一五八〇年（天正七年）	一五七九年（天正七年）
244	5	巧みな鵜網さばき	巧みな鵜縄さばき
237	10	構原の船戸三郎左衛門	椿原の船戸三郎左衛門
233	9	天文十五　年丙牛	天文十五年丙午
229	18	親として仕える	臣として仕える
216	4	土佐国全体に攻める比率	土佐国全体に占める比率
215	13	一六八一年二かけて	一六八一年にかけて
212	18	津野基高がの棟札を	津野基高が棟札を
212	9	二〇代当津野国泰	二〇代当主津野国泰
191	1	越前国を総称を総称して	越前国を総称して
190	5	高野山上蔵院は次の	高野山上蔵院には次の
188	7	房基から偏諱受けた	房基から偏諱を受けた
174	16	詳（つまびらか）らかに	詳（つまび）らかに
173	4	天正二元年（一五七四年）	天正二年（一五七四年）
171	13	永七年（一五六四年）	永禄七年（一五六四年）
166	17	中村で生まれ房家	中村で生まれた房家
166	2	応仁三年（二四六九年）	応仁三年（一四六九年）
163	図	「梅室光薫の夫」津野基高	「梅室光薫の夫」津野定勝
145	13	長徳院	長得院
145	12	長徳院	長得院
144	12	鎌倉時幕府	鎌倉幕府
143	9	その周辺の機内	その周辺の畿内
136	6	侍従横川景三による元実	住持横川景三による元藤
134	9	当代の英傑でり	当代の英傑であり
129	13	応仁の乱が集結する	応仁の乱が終結する
128	8	とともに死罪なり	とともに死罪となり
127	16	（一七〇九年）生誕）～	（一七〇九年）生誕～
127	10	中平版）受け取った	中平版）を受け取った

頁	行	誤	正
436	32	津野基高の義兄。	津野定勝の義兄。
369	10	鉄器（刀。釘等）	鉄器（刀、釘等）
361	5	各部隊の地域の担当地域	各部隊の担当地域
352	20	緒方藤蔵人惟照充ての	緒方藤蔵人惟照宛の
341	14	両国	領国
339	6	天正十四年（一五八八年）一二月一二日	天正十四年一二月一二日（一五八七年一月二〇日）
333	4	山内次郎兵部は基高二男、定勝弟の山内兵部能祐と推定され（系図参照）、定勝と一緒に追放された後に帰郷していたのかも知れない。	山内次郎兵衛尉は一九代元実の弟元定に発する分家の一族と推定され（系図参照）、大谷名に領地を持っていたことは『長宗我部地検帳』で確認できる。
332	8	統治そのものにに触れる	統治そのものに触れる
328	12	椿原原中平版	椿原中平版
319	20	有ル間敷（まじき）候	有ル間敷（まじく）候
317	19	（享保六年（一七二一年））	（享保六年（一七二一年））
317	10	仁井田郷（注２）	仁井田郷（註２）
315	8	悲運な死を告げる	悲運な死を遂げる
310	13	長宗我部元親、四八歳、	長宗我部元親、四七歳、
305	18	元亨院	元亨院
305	17	滝沢寺	龍澤寺
301	5	二月吉日）	二月吉日
292	10	論文であるはずだが、	論文であるはずだが、
291	18	【訂正理由：より鮮明な墓碑を入手し訂正】（原文写し）津野城主中務少輔定勝元和二丙辰之七月九日於松谷村卒去葬生庵側ニ葬ラル、歳九十六、家系一條家及武威漸衰秦元親欲取幡豆先討定勝不従於此家臣等心區々而恐生異變故退欲赴豫州而先暫住檮原村之内松谷弟兵部孫次郎及家臣等御子立勝興令嗣家	
291	12	【修正理由：左記の訂正版墓碑に基づき修正】（書き下し）（註、新漢字適用）津野城主中務少輔定勝ハ元和二丙辰ノ七月九日ニ松谷村ニ於イテ卒去ス、長生庵ノ側ニ葬ラル、歳九十六、家系日ク定勝ハ一条房冬（註、房家の間違い）公ノ婿也、一条家武威漸ク衰ヘルニ及ビ秦元親幡多ヲ取欲シ先ニ定勝ヲ討ツモ従ハズ、此ノ家臣等ニ於イテハ心ハ区々（まちまち）ナリ、而シテ異変生ルヲ恐ル故ニ退キ豫州ノ内松谷ニ住ス、弟兵部孫次郎及ビ家臣等御子勝興ヲ立テ家ヲ嗣ガ令ム	

頁	行	誤	正
291	12	【修正理由：左記の訂正版墓碑に基づき修正】（書き下し）（註、新漢字適用）津野城主中務少輔定勝ハ元和二丙辰ノ七月九日ニ松谷村ニ於イテ卒去ス、長生庵ノ側ニ葬ラル、歳九十六、家系日ク定勝ハ一条房冬（註、房家の間違い）公ノ婿也、一条家武威漸ク衰ヘルニ及ビ秦元親幡多ヲ取欲シ先ニ定勝ヲ討ツモ従ハズ、此ノ家臣等ニ於イテハ心ハ区々（まちまち）ナリ、而シテ異変生ルヲ恐ル故ニ退キ豫州ノ内松谷ニ住ス、弟兵部孫次郎及ビ家臣等御子勝興ヲ立テ家ヲ嗣ガ令ム	
291	18	【訂正理由：より鮮明な墓碑を入手し訂正】（原文写し）津野城主中務少輔定勝元和二丙辰之七月九日於松谷村卒去葬生庵側ニ葬ル、歳九十六、家系一條家及武威漸衰秦元親欲取幡豆先討定勝不従於此家臣等心區々而恐生異變故退欲赴豫州而先暫住檮原村之内	
292	10	論文であるはずだが、	論文であるはずだが、
301	5	二月吉日）	二月吉日
305	17	滝沢寺	龍澤寺
305	18	元亨院	元亨院
310	13	長宗我部元親、四八歳、	長宗我部元親、四七歳、
315	8	悲運な死を告げる	悲運な死を遂げる
317	10	仁井田郷（注２）	仁井田郷（註２）
317	19	（享保六年（一七二一年））	（享保六年（一七二一年））
319	20	有ル間敷（まじき）候	有ル間敷（まじく）候
328	12	椿原原中平版	椿原中平版
332	8	統治そのものにに触れる	統治そのものに触れる
333	4	山内次郎兵部は基高二男、定勝弟の山内兵部能祐と推定され（系図参照）、定勝と一緒に追放された後に帰郷していたのかも知れない。	山内次郎兵衛尉は一九代元実の弟元定に発する分家の一族と推定され（系図参照）、大谷名に領地を持っていたことは『長宗我部地検帳』で確認できる。
339	6	天正十四年（一五八八年）一二月一二日	天正十四年一二月一二日（一五八七年一月二〇日）
341	14	両国	領国
352	20	緒方藤蔵人惟照充ての	緒方藤蔵人惟照宛の
361	5	各部隊の地域の担当地域	各部隊の担当地域
369	10	鉄器（刀。釘等）	鉄器（刀、釘等）
436	32	津野基高の義兄。	津野定勝の義兄。